

品川区消費者団体登録要綱

制定 平成元年5月31日要綱第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、消費者団体（以下「団体」という。）の自主的実践活動の推進を図るため、品川区消費者団体の登録に必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 登録に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 規約継続的かつ計画的に消費生活の安定と向上のために、学習・交流活動を行うことを主たる目的としていること。
- (2) 団体としての規約（会則）が整備され、自主的、主体的に運営され活動している団体であること。
- (3) 営利的活動を行わない団体であること。
- (4) 区内に事務所を有する団体で、かつ連絡責任者が区民であること。
- (5) 団体の構成員が10人以上であり、その7割以上が区内在住、在勤、在学している者であること。

(登録の申請)

第3条 登録しようとする団体は、消費者団体登録申請書に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 規約（会則）
- (2) 会員名簿
- (3) 活動計画書
- (4) 区長が特に必要と認める書類

(登録の申請受理、審査および登録)

第4条 区長は、申請を受理し、第2条に定める要件に適合する団体と認めたときは、品川区消費者団体として登録し、品川区消費者団体登録証を交付する。

(有効期限)

第5条 登録の有効期限は、申請日の属する月の2年後の応答月の末日とする。

(登録の更新)

第6条 登録の更新をしようとする団体は、有効期限の終期1ヵ月前から更新手続を行うことができる。

2 更新の手続は、登録に関する規定を準用する。

(登録内容の変更)

第7条 登録内容に変更があった団体は、速やかに消費者団体登録申請書を区長に提出し、新登録証の交付を受けなければならない。

(登録の取消)

第8条 区長は、団体が登録の要件に適合しないと認めたときは、登録を取り消すことができる。

付則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。